

中予地方局業務継続計画

(中予地方局版BCP)



愛媛県イメージアップキャラクター「みきゃん」

令和3年3月改定

愛媛県中予地方局

中予地方局業務継続計画（中予地方局版BCP）

目 次

第1部	業務継続計画の策定趣旨及び基本方針	
1.1	業務継続計画の策定趣旨	1
1.2	業務継続の基本方針	1
1.3	改定履歴	1
1.4	業務継続計画の範囲	2
第2部	想定する危機事象及び被害想定	
2.1	本計画が想定する対象危機事象の選定	3
2.2	愛媛県地震被害想定概要	3
2.3	庁舎等の被害想定	6
2.4	発災前の想定	7
第3部	非常時優先業務の概要	
3.1	非常時優先業務の選定基準	9
3.2	非常時優先業務の実施(再開)時期の考え方	9
3.3	非常時優先業務の選定概要	10
第4部	業務継続のための執行体制の確保	
4.1	地方本部の設置	14
4.2	職員の確保	16
4.3	安否確認	19
4.4	指揮命令系統の確立	21
4.5	市町災害対策本部への連絡員の派遣	21
4.6	広域応援受入体制の確保	21
4.7	民間事業者等との連携	21
4.8	業務執行体制確保の発災時の対応	22
第5部	業務継続のための執務環境の確保	
5.1	庁舎(執務室)	23
5.2	電力	24
5.3	上下水道・トイレ	26
5.4	執務室内	27
5.5	エレベータ・空調	28
5.6	飲料水・食料・物品等の備蓄等	29
5.7	情報システム	31
5.8	通信(電話・FAX・電子メール等)	36
5.9	来庁者への対応	38

5.10	業務資源確保の発災時の対応	39
第6部	発災前の防災対応	40
6.1	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	40
6.2	風水害に関する気象情報等の発表時の防災対応	41
第7部	事前に実施すべき対策の取組方針	42
第8部	計画の維持管理及び推進	
8.1	訓練の実施	44
8.2	業務継続計画の推進	44

第 1 部 業務継続計画の策定趣旨及び基本方針

1.1 業務継続計画の策定趣旨

大規模災害等の危機事象の発生により中予地方局自体が被災し業務資源に制約を受けた中でも、県民の生命・身体・財産を保護するという中予地方局の責務を果たすため、事前に必要な対策を講じ、非常時においても適正な業務の執行を図ることができるよう平成 24 年 3 月に業務継続計画を策定した。

1.2 業務継続の基本方針

中予地方局は、大規模災害等発生時において、次の方針に基づき業務を継続する。

<基本方針 1>

県民の生命・身体・財産を保護し、被害の拡大を防止するとともに、行政機能の低下に伴う、県民の生活や経済活動への影響を最小限にとどめるため、災害応急対策を中心とした非常時優先業務を最優先に実施する。

<基本方針 2>

非常時優先業務の実施に必要な人員、資機材等の資源の確保・配分に当たっては、限られた資源を最大限に有効活用するため、全局横断的に調整する。

<基本方針 3>

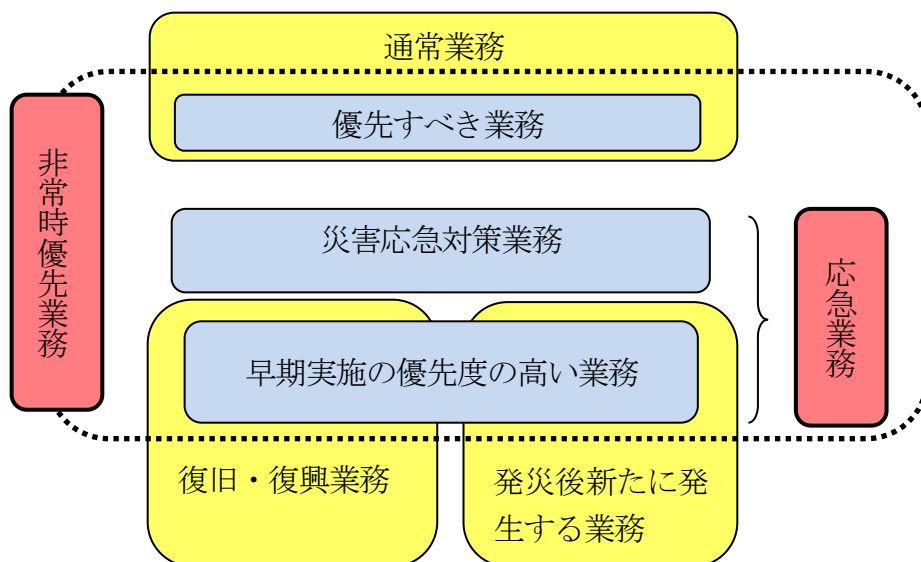
非常時優先業務以外の通常業務は、縮小・中断する。その後、非常時優先業務の実施に支障のない範囲で早期の再開を目指す。

1.3 改定履歴

- 平成 24 年 5 月 平成 24 年 4 月の組織改正に伴う地方本部会議構成員の役職名の変更及び人事異動に伴う職員参集可能人数を修正した。
- 平成 25 年 6 月 平成 25 年 4 月の人事異動に伴う職員の参集可能人数の修正及び災害対策本部職員用の食料、飲料水等の備蓄方針の変更により飲料水・食料・物品等の備蓄等の項目を修正した。
- 平成 26 年 5 月 平成 26 年 4 月の人事異動に伴い、職員の参集可能人数を修正した。
- 平成 28 年 3 月 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災から得られた教訓及び平成 25 年 12 月公表の愛媛県地震被害想定を受け、より厳しい想定のもと県災害対策本部中予地方本部を中心として非常時優先業務を継続して実施できるように改定する。
- 令和 3 年 3 月 平成 30 年 7 月に発生した西日本豪雨災害の検証結果及び南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更等を踏まえて改定する。
なお、この計画は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

1.4 業務継続計画の範囲

非常時優先業務は、発生前及び発災後直ちに実施すべき「災害応急対策業務」及び「復旧・復興業務」や「発災後新たに発生する業務」のうち優先度の高い業務（以下「応急業務」という。）に加え、「通常業務」のうち「優先すべき業務」をいう。



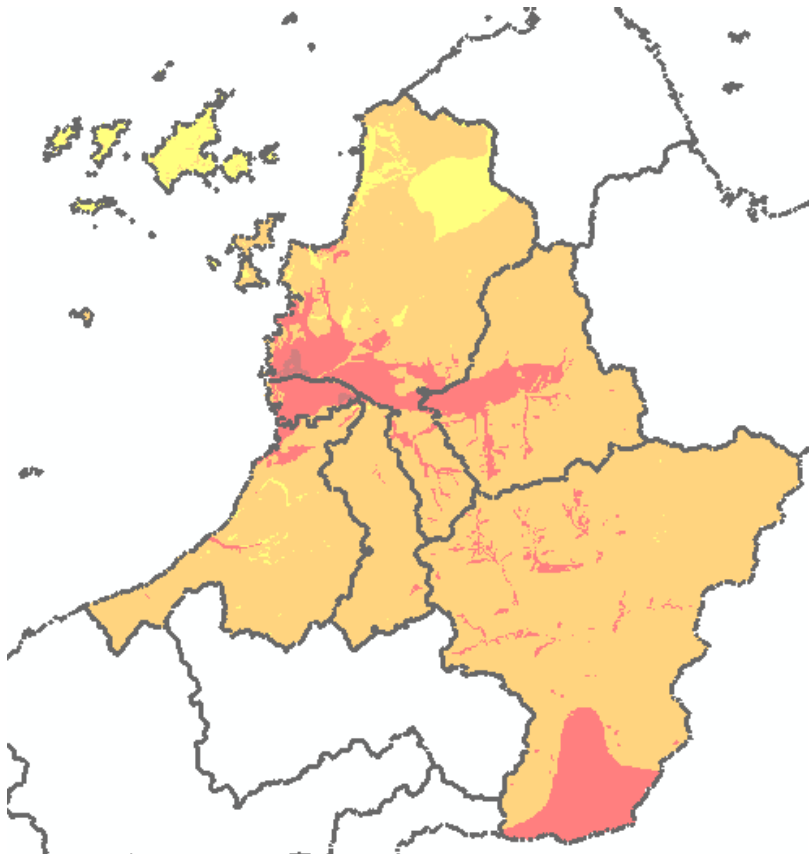
第2部 想定する危機事象及び被害想定

2.1 本計画が想定する対象危機事象の選定

業務継続計画の策定にあたっては、平成25年度公表の愛媛県被害想定調査において、本県に最も影響の大きい「南海トラフ巨大地震（陸側ケース）」を対象危機事象として選定する。

2.2 愛媛県地震被害想定概要（平成25年12月公表）

- 南海トラフ巨大地震の被害想定（人的被害：冬深夜、人的被害以外：冬18時）
【中予地方局管内】

項目	被害想定等
地震規模	マグニチュード9.0
予想震度	<p>一部を除く県全域（全面積の96%）で震度6弱以上になり、低地を中心に震度6強以上の地域が広がっている。管内では、松山市、伊予市、松前町の平野の一部には、震度7の地域が分布している。</p>  <p style="text-align: center;">南海トラフ巨大地震の震度分布（5ケースの重ね合わせ）</p>

項目	被害想定等				
液状化	管内の平野部及び海岸低地部において、液状化危険度が極めて高い。				
土砂災害	管内全域において、危険度が高い箇所が多数分布している。				
津波	(津波水位) ・管内の最高津波水位は伊予市の4.3m。 ・各市町を代表する最高津波水位については、伊予灘沿岸で4m程度。 (浸水面積) ・管内の浸水面積(1cm以上)は、1,806ha。 (津波到達時間) ・地震発生から4～5分後に、海辺にいる人の人命に影響が出る恐れのある±20cmの水位変化が生じる。				
建築物被害	全壊率	56,532棟 (19.9%)	中予全域広範囲で大きな被害となる。 ※中予の建築物棟数は、284,649棟		
	半壊率	43,762棟 (15.4%)			
	計	100,294棟 (35.2%)			
火災被害 (冬18時)	出火件数	94棟	松山市の建物密集地において、焼失棟数が多い。		
	焼失件数	36,787棟			
交通・輸送被害	緊急輸送路の被害箇所数は、中予全体で48箇所。鉄道施設の被害箇所数は中予全体で220箇所であり、JR予讃線、伊予鉄道ともに運行不可能になる。道路に落橋が発生した場合、完全復旧までには1年以上を要する場合もある。				
電力被害		直後	1日後	2日後	1週間後
	停電戸数	266,680戸	81,529戸	46,708戸	3,228戸
	停電率	75.7%	23.1%	13.3%	0.9%
上水道施設被害		直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
	断水人口	403,291人	382,497人	269,134人	59,452人
	断水率	65.5%	62.1%	43.7%	9.7%
下水道施設被害		直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
	支障人口	225,001人	189,158人	68,465人	1,810人
	支障率	60.9%	51.2%	18.5%	0.5%
都市ガス被害		直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
	支障戸数	49,940戸	48,748戸	41,599戸	16,396戸
	支障率	100.0%	97.6%	83.3%	32.8%
LPガス被害	供給停止戸数	3,995戸			
	機能支障率	2.1%			

項目	被害想定等					
電話	一般電話		直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
		不通回線数	360,286	323,481	25,164	14,130
		不通回線率	77.2%	69.3%	5.4%	3.0%
	携帯電話	不通になる可能性が高い。				
人的被害	深夜発生	死亡	1,735人			
		重症	1,814人			
		中軽症	8,681人			
		計	12,230人			
避難所生活者数	1日後	126,965人				
	1週間後	131,783人				
	1ヶ月後	115,875人				

2.3 庁舎等の被害想定

南海トラフ巨大地震の発生に伴う業務を継続していく上で必要な業務資源の被害を次のとおり想定する。

業務資源名	被害想定
庁舎	・ 県松山庁舎（以下「当庁舎」という。）は、平成元年12月のしゅん工で、昭和56年に改正された建築基準を満たしていることから、継続使用可能
電力	・ 発災後24時間は、外部からの電源供給はない。
上下水道	・ 発災後10日程度は、外部からの給水がない。 ・ 発災後1週間程度は下水道が使用できない。
ガス	・ 発災後1ヶ月程度は、都市ガスの供給がない。
執務室	・ ロッカー・キャビネット等の固定により書類等の散乱は少なくなり、点検・片づけ後に使用可能。
エレベータ・空調	・ 発災直後、エレベータは最寄り階で停止して開扉するが、非常用電源からの電源供給はない。 ・ 空調については、給排気には非常用電源が確保されているが、冷暖房には確保されておらず、また、都市ガスの供給が再開するまでは使用できない。
職員	・ 勤務時間外に発災した場合は、本人及び家族の被害、家屋の全半壊、交通機関の途絶等により登庁できない職員が出る。 ・ 勤務時間中に発災した場合は、負傷者や帰宅困難者が出る可能性がある。
情報システム	・ 発災直後は、情報システムが使用できない。 ・ 情報システムは、復電半日程度後から順次使用可能となる。
通信（電話・FAX・電子メール）	・ 一般電話は、発災後1週間は輻輳によりつながりにくい。 ・ 庁内LANが復旧するまで電子メールによる通信はできない。

※ 情報システムとは、庁内LAN等情報システム（愛媛情報スーパーハイウェイ、インターネット機能を含む庁内LANシステム及び大型電子計算機で構成する情報通信基盤）及び各個別システム（道路管理情報システム等の庁内LANシステムと連携して稼働又はその他ネットワーク上等で単独で稼働するシステム）をいう。

2.4 発災前の想定

2.4.1 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフの想定震源域でM6.8以上の地震が発生する等、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ大規模地震の発生可能性が相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表される。

具体的には、気象庁が南海トラフ沿いで観測された異常な現象が南海トラフ大規模地震と関連するか調査を開始した場合、観測後5～30分後に「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表し、調査終了後、現象の規模等に応じ、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のいずれかの臨時情報を発表し、その後の状況の推移等は「南海トラフ地震関連解説情報」で発表する。

本計画においては、本県でほとんど被害が発生していない状況において南海トラフ地震臨時情報が発表された場合を想定し、その情報を適切に活用して被害軽減につなげるために実施する災害応急対策を対象とする。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{*1}でマグニチュード6.8以上^{*2}の地震^{*3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	<ul style="list-style-type: none"> ○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{*4}8.0以上の地震が発生したと評価した場合（半割れケース）
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{*1}において、モーメントマグニチュード^{*4}7.0以上の地震^{*3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）（一部割れケース） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合（ゆっくりすべりケース）
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び同（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>〔すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある〕</p>

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲を指す。
- ※2 モーメントマグニチュード7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

2.4.2 風水害タイムライン

①愛媛県版タイムラインの概要（R2.3 とりまとめ）

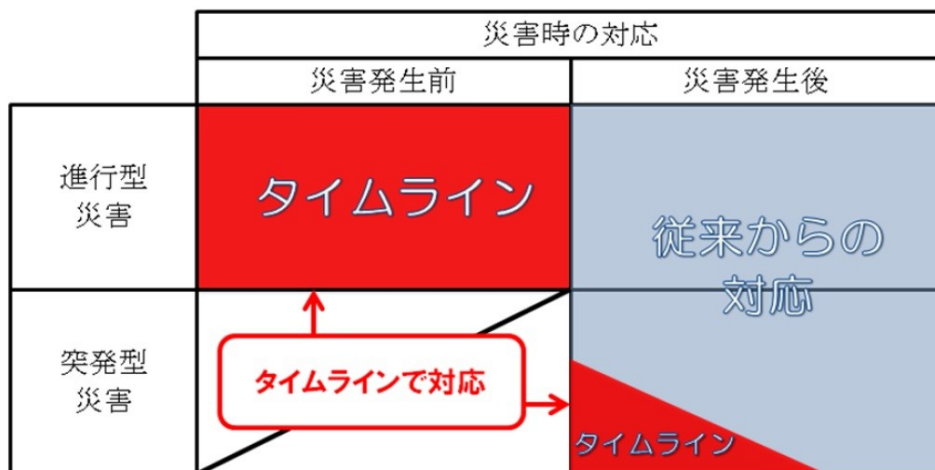
(ア) 想定災害

- 台風（大雨、洪水、暴風、高潮、土砂災害）

(イ) 時間軸

- 大雨の「ピーク時」の開始時刻を±0hr（ゼロ・アワー）として、その前後概ね3日間（±72hr）
- 台風が「愛媛県へ最接近或いは上陸する見込み」の開始時刻を±0hr（ゼロ・アワー）として、その前後概ね3日間（±72hr）

②タイムラインの位置づけ



③タイムライン導入による効果

- 災害時、実務担当者は「先を見越した早め早めの行動」ができる。また、意思決定者は「不測の事態の対応に専念」できる。
- 「防災関係機関の責任の明確化」、「防災行動の抜け、漏れ、落ちの防止」が図られる。
- 防災関係機関間で「顔の見える関係」を構築できる。
- 「災害対応のふりかえり（検証）、改善」を容易に行うことができる。

出展：国土交通省（水災害に関する防災・減災対策本部防災行動計画ワーキング・グループ）「タイムライン（防災行動 計画）策定・活用指針」より抜粋

第3部 非常時優先業務の概要

3.1 非常時優先業務の選定基準

- (1) 地震発生後に中予地方局が実施しなければならない応急業務に加え、発災時においても優先すべき通常業務を非常時優先業務として選定した。
- (2) 業務選定方法は、中予地方局全体の業務の中から地震発生からの経過時間ごとに業務の中断や業務開始の遅延が県民の生命、身体、財産の保護等に及ぼす影響度の評価を行い、発災後、4週間以内に着手する必要がある、かつ、目標状況に到達しない場合に社会的影響が発生する業務を非常時優先業務とした。

<影響の重大性の評価基準>

影響の重大性	I	II	III	IV	V
	軽微	小さい	中程度	大きい	甚大
「対象とする目標レベルに到達していない」ことに伴う社会的影響の程度	社会的影響はわずかにとどまる。	若干の社会的影響が発生する。	社会的影響が発生する。	相当の社会的影響が発生する。	甚大な社会的影響が発生する。
社会的批判の程度	ほとんどの人は、全く影響を意識しないか、意識してもその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。	大部分の人は、その行政対応は許容可能な範囲であると理解する。	社会的な批判が生じ得るが、過半の人は、その行政対応は許容可能な範囲であると理解する。	社会的な批判が発生し、過半の人は、その行政対応は許容可能な範囲外であると考えられる。	大規模な社会的批判が発生し、大部分の人は、その行政対応は許容可能な範囲外であると考えられる。

3.2 非常時優先業務の実施（再開）時期の考え方

選定した非常時優先業務について、業務の必要性、緊急性等の観点から、発災前から発災後、業務ごとに業務実施（再開）時期を時系列で大きく6つのフェーズ（発災前、初動期Ⅰ～復旧期）に区分し、復旧までの事業執行の進行管理の目安とする。

- フェーズ0（P0）：発災前（風水害（3日）～南海トラフ地震（7日））
- フェーズ1（P1）：発災後3時間以内（初動期Ⅰ）
- フェーズ2（P2）：発災後24時間以内（初動期Ⅱ）
- フェーズ3（P3）：発災後3日以内（応急期）
- フェーズ4（P4）：発災後1週間以内（支援期）
- フェーズ5（P5）：発災後4週間以内（復旧期）

3.3 非常時優先業務の選定概要

3.3.1 非常時優先業務の選定結果

(1) 非常時優先業務選定数

非常時優先業務の選定については、局内各部等において、本庁及び他局の選定結果を参考に、161 業務（応急業務 119、優先すべき通常業務 42）を選定した。

部室所	P1				P2				P3			P4		P5			計									
	直ちに		～1h		～2h		～3h		～6h		～12h		～1日		～2日		～3日		～1週間		～2週間		～4週間		応	通
	応	通	応	通	応	通	応	通	応	通	応	通	応	通	応	通	応	通	応	通	応	通	応	通		
地域産業振興部	7	3	6		1	1	4		4		2		4			1								15	18	
健康福祉環境部	22	5	4	1	1		1	3				1					1							31	8	
農林水産振興部	11	1	3		1		2		1					1	1									19	2	
建設部	11	8	4	1	5		1		6		2		3	2	4		1		5		1	1		43	12	
教育事務所	7	1							2					1			2							11	2	
合計	58	18	17	2	7	1	4	5	12	4	2	2	4	7	4	0	5	2	5	0	1	1		119	42	

※応：応急対応業務数、通：業務継続の優先度の高い通常業務数

(2) 非常時優先業務必要職員数

選定した非常時優先業務に対し、発災後の時間経過ごとに必要な職員数を下記の一覧表に整理した。

〔 なお、この表は、勤務時間内に発災した場合を想定しており、16 ページの「経過時間別参集職員数」（勤務時間外に発災した場合を想定）と単純比較することは適当でないので注意すること。 〕

(単位：人)

部室所	P1				P2			P3			P4	P5	
	直ちに	1h	2h	3h	6h	12h	1日	2日	3日	1週間	2週間	4週間	
地域産業振興部	14	24	26	35	53	48	42	42	43	43	43	39	
健康福祉環境部	37.9	50.9	48.8	49.8	61.8	59.4	59.4	59	58.5	54.5	53	20	
農林水産振興部	21	24	25	28	30	30	28	28	31	31	30	1	
建設部	60	70	86	118	151	151	145.4	131.4	158.4	149.4	124	4	
教育事務所	11	11	11	11	14	17	9	14	12	9	3	0	
合計	143.9	179.9	196.8	241.8	309.8	305.4	283.8	274.4	302.9	286.9	253	64	

3.3.2 発災時間経過ごとの非常時優先業務の概要

選定した非常時優先業務を地震発生から時間経過ごとに整理したものは、次のページの一覧表のとおり。

一覧表では、愛媛県災害対策本部中予地方本部（以下「中予地方本部」という。）が発災後に実施しなければならない主となる業務を示すとともに、各部共通及び各部等の主な非常時優先業務を実施（再開）時期別に整理している。

なお、この一覧表は、勤務時間内に発災した場合を想定して、時間経過ごとに整理しているが、勤務時間外に発災した場合は、40分程度後から職員が順次登庁し、これらの業務に着手することになるため、目標時間は登庁に要する時間を加算したものとなる。

業務実施(再開)時期別の主な非常時優先業務一覧

目標時間	P1			P2	
	発災直後～1時間	2時間以内	3時間以内	12時間以内	1日以内
業務数	応急業務:75業務 優先すべき通常業務:20業務	応急業務:7業務 優先すべき通常業務:1業務	応急業務:4業務 優先すべき通常業務:7業務	応急業務:15業務 優先すべき通常業務:4業務	応急業務:4業務 優先すべき通常業務:7業務
中子地方本部	<ul style="list-style-type: none"> ●中子地方本部設置 ●被害情報収集開始(連絡不能な市町に職員を派遣) ●地方本部職員の安否確認 ●幹部職員登庁 ●指揮命令系統の確保 ●関係機関(県本部、市町本部等)連絡員の確認 ●地方本部業務に必要な場所の確保 ●県災害対策本部へ報告(第1報) ●災害情報システムの機能確保 			<ul style="list-style-type: none"> ●中子地方本部内(各対策班等)の調整及び連絡 ●県本部、市町本部との連絡調整(被災市町へ要員派遣を検討) ●被害情報の取りまとめ及び県本部への報告 ●国等の被災地視察の受け入れ調整 	
共通業務	<ul style="list-style-type: none"> ●執務環境の復旧(資機材の確保を含む。) ○幹部職員の秘書業務(指揮命令系統の確保等) ●職員の安否確認 ●職員の配置調整 ●所管する人的・物的被害情報の収集と報告 			<ul style="list-style-type: none"> ●各所属の交代勤務体制による、応急対策業務に当たる職員の交代 	
地域産業振興部	<ul style="list-style-type: none"> ●被災に対応した消火等市内応急対策 ●電気設備・給排水設備の点検復旧 ●執務室の総合調整(代替確保等) ●電話設備・放送設備の点検復旧 ●被災者、帰宅困難者対応 ○情報スーパーハイウェイ運営業務 ○市内LANシステム運営業務 			<ul style="list-style-type: none"> ○エレベータ運行業務 ○電話交換業務 ○コピー機の保守・復旧 ○県税ワライシステムの管理 ○納税証明書の発行 ○市内放送業務 ○文書収発 ○免税軽油に関する業務 ○自動車税等の賦課徴収 ○公印の管守 ○一般県民相談 ●県税に係る特別措置(申告、納付期限の延長、減免措置相談等) ○中小企業に対する災害金融支援周知 	
健康福祉環境部	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時医療救護活動 ●緊急被災医療活動 ●広域災害・救急医療情報システムの運営 ●難病患者被災状況把握・支援 ●廃棄物処理施設の災害応急対策 ●災害救助法に関すること。 ●児童館、児童養護施設、老人福祉施設等の災害応急対策 ●障害者福祉施設、訪問系サービス事業者の災害応急対応 ●被災老人の援護 ○看護学生等実習に関すること。 ●急走した特定動物の捕獲 ●災害弔慰金、災害障害見舞金関係 ●災害援護資金に関すること。 ○医療相談に関すること。 ○精神科通報対応 ○感染症法に基づき届出に対する患者・接触者に関する業務 ○生活保護業務 ●水道断水状況、水道施設の被害状況調査 ●救急用医薬品・輸血用血液等の確保等 ●毒物劇物関係対策 ●食品衛生確保関係 			<ul style="list-style-type: none"> ○結核患者支援 ●死亡献畜場外取扱の許可 ●廃棄物対策業務 ●感染症予防業務 ●火葬場の被害調査 	
農林水産振興部	<ul style="list-style-type: none"> ●農地・農業用施設の応急対策指導 ●海岸及び地すべり防止施設の応急対策 ●農業用ダムの応急措置等指導 ●農業用ため池の応急措置等指導 ●林産物及び林道の災害応急対策 ●漁港施設、海岸堤防の災害応急対策 			<ul style="list-style-type: none"> ●治山関係の災害応急対策 ●水産物の対策業務 ●農作物等の災害技術対策 	
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ●建設業協会等への応援要請の判断 ●港湾・海岸の津波、高潮対策 ○公道の確保 ○道路の通行止めに関すること。 ●被災施設付近への立入防止措置 ○港湾施設の保安 ○港湾施設等の許可 ●二次災害防止のための応急対策 ●県営住宅の災害応急対策 			<ul style="list-style-type: none"> ●公営住宅への一時入居 ●建築物の災害復旧の技術指導 ●道路施設災害応急対策(緊急輸送路確保) ●がけき、残骸物の仮置き用公共空地の調査 ○施工中断の手戻り災害手続等に関すること 	
教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○教員採用試験(被災受験者等) ●教職員定数の確保 			<ul style="list-style-type: none"> ●被災生徒等への支援対策 ○被災者電話教育相談窓口の開設 ●学校給食の再開状況の確認 	

● 応急業務 ○ 優先すべき通常業務

⇨ は、これ以降継続した対応が必要な業務

P3		P4		P5	
2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	4週間以内	
応急業務:4業務 優先すべき通常業務:0業務	応急業務:5業務 優先すべき通常業務:2業務	応急業務:5業務 優先すべき通常業務:0業務	応急業務:1業務 優先すべき通常業務:1業務	応急業務:0業務 優先すべき通常業務:0業務	

● 県税に係る特別措置(徴収猶予相談等)

○ 災害遺児福祉手当業務

○ 治山事業の実施

● 被災者の民間賃貸住宅の確保
● 災害時の公営住宅の供給及び指導等

● 災害復旧事業・改良復旧事業に関すること。

● 非常災害の際の土地の使用



● 職員の動員及び要員の確保、教職員の動員及び調整
● 他県に対する応援教職員等の派遣要請及び受け入れ調整

第4部 業務継続のための執行体制の確保

4.1 地方本部の設置

4.1.1 地方本部の設置場所

中予地方本部の設置場所は、当庁舎の被災状況に応じて、以下の優先順位により選定する。

- (1) 当庁舎6階の防災情報室と隣接の第一・第二会議室
(非常用通信機器が確保されており、活動スペースも確保できるため)
- (2) 当庁舎4階の会議室と隣接の執務室
(非常用通信機器が隣接した総務県民課に確保されているため)
- (3) 当庁舎7階の大会議室
(活動スペースが確保できるため)
- (4) その他、中予地方本部長が指定する場所

なお、県庁舎の被災が著しい場合は、県災害対策本部が当庁舎内に設置されることが想定されており、この場合には、県災害対策本部の設置場所として、上記の上位の場所を優先的に提供し、中予地方本部は次順の場所に設置する。

4.1.2 庁舎が被災した場合の代替施設

地震被害により当庁舎全館が使用できない場合は、当庁舎周辺の主な県有施設に災害対策本部を移転し、非常時優先業務を継続する。

当庁舎周辺の主な県有施設としては、県民文化会館、総合社会福祉会館、男女共同参画センター及び愛媛国際貿易センターなどがある。

4.1.3 地方本部の活動スペース

地方司令部は、中予地方本部が設置される場所で活動し、各対策班は、原則として各部所の執務室で活動する。なお、複数の対策班が連携して対応する必要がある場合を考慮して、7階大会議室を確保する。

4.1.4 地方本部地方司令部の活動機材

当庁舎6階の第一・第二会議室に地方司令部を設置した場合には、内線電話を増設（第一会議室3台増設、第二会議室2台増設）するとともに、庁内LAN用のパソコン及びプリンター、ハブ、ホワイトボード、テレビ等の活動機材を執務室等から持ち込むこととする。

4.1.5 防災対策室の対応

防災対策室の職員は、発災後直ちに登庁し、地方司令部職員として市町等からの情報収集や応急対応等の業務に従事するとともに、中予地方本部会議の開催や中予地方本部の設営などの準備を行う。

◇◇◇中予地方本部の設営◇◇◇

- ・看板（「愛媛県災害対策本部中予地方本部」）の設置
- ・防災情報室等、中予地方本部設置場所の片付け・整理
- ・ホワイトボードの設置
- ・防災通信システムの機能確認及び中予地方本部への移設
- ・被害情報用紙（様式有）の準備
- ・管内地区の準備
- ・災害情報システムにより、管内市町へ中予地方本部設置を周知

4.1.6 中予地方本部会議の開催

中予地方局では、発災後、直ちに中予地方本部を設置し、原則として、設置後2時間以内に当面の応急対策活動等について協議するため、中予地方本部会議を開催する。

また、各対策班相互間の連絡調整に関し協議するため、必要に応じ、中予地方本部会議を開催する。

《中予地方本部会議の構成員》

中予地方本部長：局長

〈地方司令部〉

地方司令：地域産業振興部長

副地方司令：総務県民課長

情報収集・報告班 班長：防災対策室長 副班長：地域政策課主幹

総務班 班長：地域政策課長 副班長：総務県民課課長補佐

広域物資拠点对策班 班長：税務管理課長 副班長：課税課長

〈対策班〉

保健福祉対策班 班長：健康福祉環境部長 副班長：保健統括監、企画課長

農林水産対策班 班長：農林水産振興部長 副班長：農業振興課課長

土木対策班 班長：建設部長 副班長：管理課長

教育対策班 班長：中予教育事務所長 副班長：中予教育事務所次長

4.2 職員の確保

4.2.1 職員の参集体制

- (1) 職員は「危機発生時の職員行動基準」に基づき、参集するものとする。
なお、「危機発生時の職員行動基準」には「登庁に当たっての注意事項」として、次のとおり職員が留意すべき事項を定めている。

<登庁に当たっての注意事項>

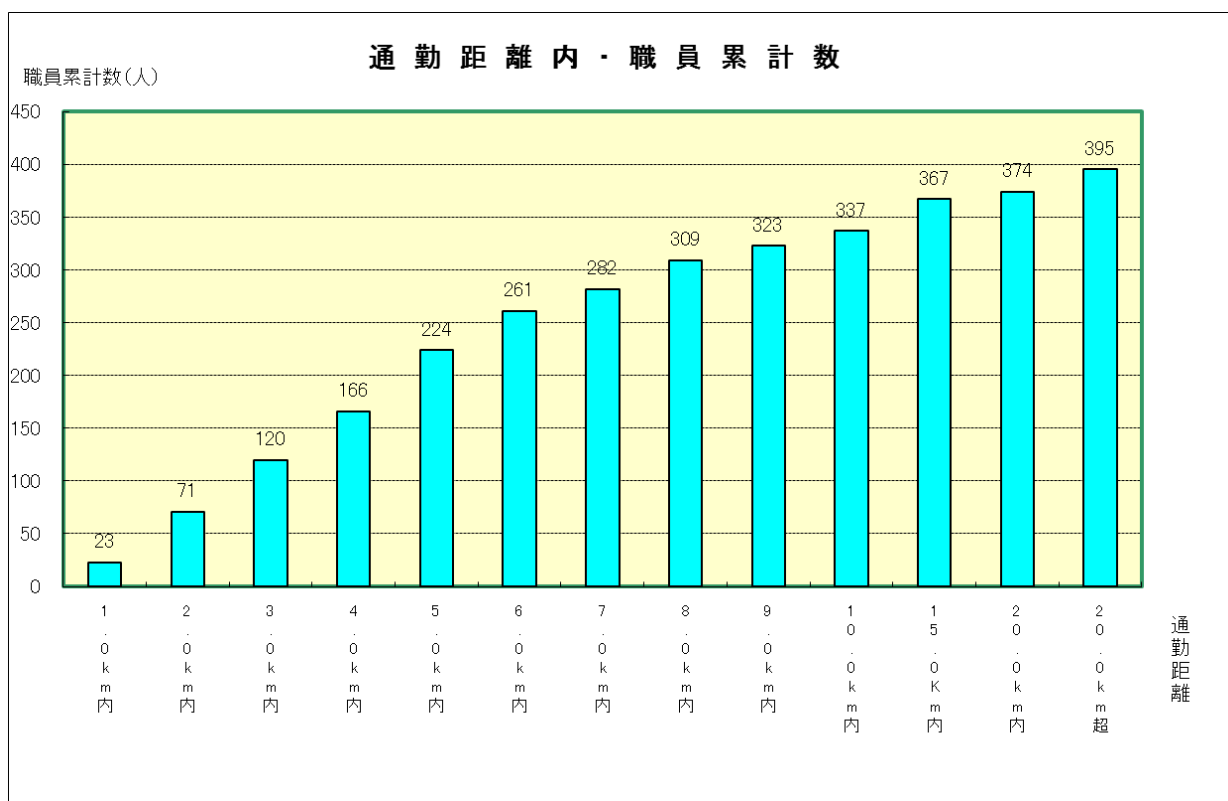
- ①服装
作業服など動きやすい服装、運動靴、帽子、手袋
- ②携帯品
携帯電話、身分証明書、飲料水（水筒等）、食料、着替え、洗面具、タオル、携帯ラジオ、懐中電灯
- ③参集方法
自動車は原則使用しない

- (2) 職員は、所定の場所に参集し、非常時優先業務に就く。ただし、被災により一部の執務室の使用が困難な場合は、中予地方本部の指示に従う。
- (3) 各部の参集状況は、主管課が部内を取りまとめ、発災1時間後、3時間後に、それ以降は3時間経過ごとに中予地方本部へ報告する。
- (4) 職員又は家族や家屋の被害等により参集することが困難な場合は、自宅等で待機し、所属からの連絡が常時取れるよう努める。
- (5) 次に掲げる事由により参集が困難な場合は、原則、所属への安否報告を行ったうえで、自宅待機等するものとする。
- ① 職員又は家族等が被害を受け、治療又は入院等の必要がある場合
 - ② 職員の住宅又は職員に深く関係する人が被災した場合で、職員が当該住宅の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、又は一時的に避難しているとき
 - ③ 参集途上において、救命活動等に参加する必要がある場合
 - ④ 病気休暇、特別休暇、介護休暇、育児休暇に該当し、参集することが困難な場合
 - ⑤ 公共交通機関が運休している場合で、その距離がおおむね20km以上のとき
 - ⑥ その他前各号に掲げる事由に類する場合
- (6) なお、職員は、地震等による自宅の被害を軽減し、確実に参集できるよう、家具の固定や住宅の耐震化等に努める。

4.2.2 職員の参集可能人数

(1) 職員の居住状況（平成27年度調査）

勤務時間外に発災した場合の職員参集可能人数を把握するため、当庁舎に勤務している職員 395 名（長期休暇中等の職員を除く。）を対象に、通勤距離の調査を実施した。



全体の約4割の職員が4 km 圏内に、3/4の職員が8 km 圏内に、95%の職員が20 km 圏内に住居を構えている。

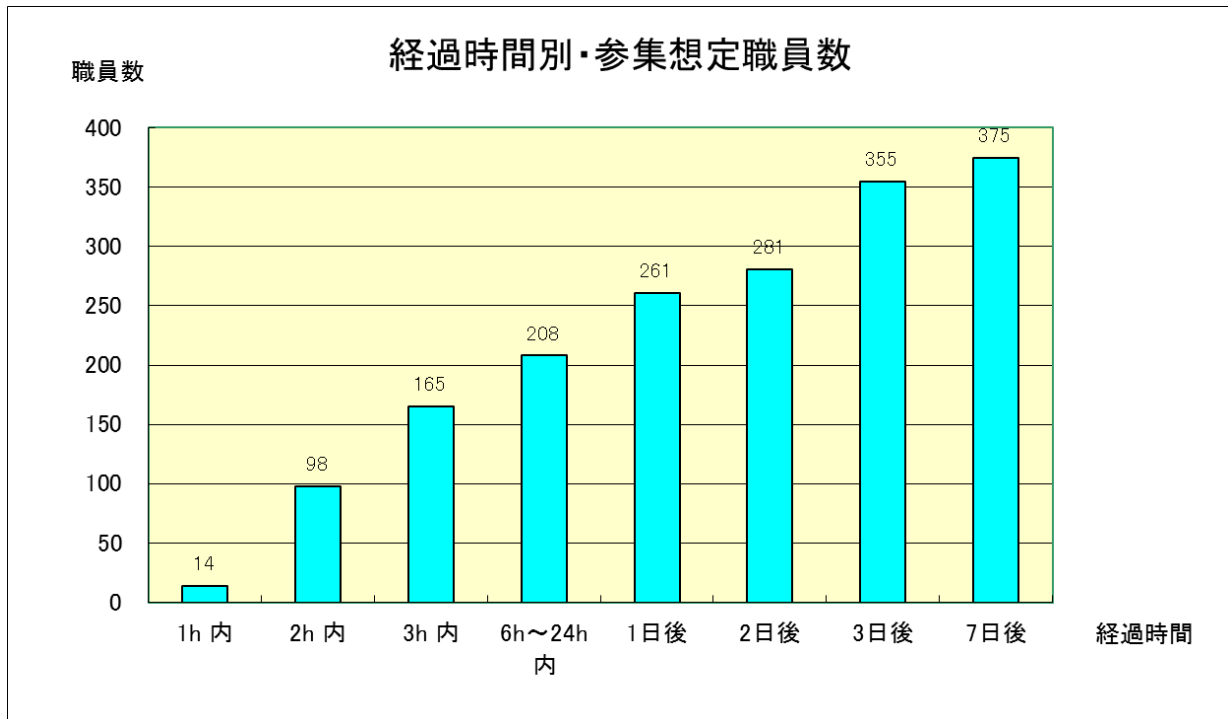
(2) 職員の参集可能人数の予測

職員の参集可能人数の予測に当たっては、上記(1)の「職員の居住状況」を基に、職員本人や家族及び職員の家屋被害等による登庁不能、道路・鉄道被害及び被災現場での活動などによる参集遅延等についても考慮し、別紙「**県松山庁舎所属職員・参集状況予測**」に基づき、参集可能な職員数を時系列に予測した。

① 参集状況予測の主な内容

- ア 参集手段は、徒歩（時速3 km）を想定
- イ 参集準備等による出発遅延時間（40分）を想定
- ウ 職員本人又は家族の死傷による参集不能率（5%）を想定
- エ 職員の住宅被害による参集困難率（34%が1～3日）を想定
- オ 津波浸水域に居住する職員は、2日間参集困難と想定

② 経過時間別参集職員数及び参集率（予測結果）



参集率 発災後2時間以内、約2割（24.8%）の職員が参集
発災後6時間以内、約5割（52.7%）の職員が参集
発災後1日後、約7割（66.1%）の職員が参集
発災後2日後、約7割（71.1%）の職員が参集
発災後3日後、約9割（89.9%）の職員が参集
発災後7日後、本人・家族の被災による参集困難者を除く全職員が参集

4.2.3 職員の応援体制

- （1）職員の不足により非常時優先業務の執行に支障を来す場合は、次の「職員配置調整方針」に基づき、地方局全体で職員の配置調整を行っていく。
- （2）専門的な知識を要する業務で職員が不足すると想定される業務については、事前に、部内又は部間における応援体制を整備しておくとともに、OB職員等の活用を検討しておく。

【職員配置調整方針】

- ① 職員不足により非常時優先業務の遂行が困難な場合の職員の配置調整については、まず、部内で調整したうえで、なおかつ他部の応援が必要な場合は、総務県民課に要請し、総務県民課は必要な配置調整を行うこととする。
- ② 応援を要請する部は、応援者の従事業務・職種、人数、期間等配置調整に必要な事項を整理のうえ、応援要請を行うものとする。

4.2.4 職員の勤務体制

長期間に及ぶ応急業務等の非常時優先業務を適確に継続していくため、発災時の勤務体制は、次の方針に基づき、整備するものとする。

【勤務体制方針】

- ① 所属長は、長時間勤務に対する職員の健康面に配慮するため、交代勤務体制を整備する。
- ② 所属長は、職員が帰宅しない日が3日間を超えて勤務することのないよう留意しなければならない。
- ③ 庁舎管理課は職員が休憩・休養・仮眠ができるスペースを確保する。
- ④ 所属長は、遠距離通勤者である職員が帰宅困難者となると予想されるため、その対応について検討しておくこと。

4.2.5 職員のメンタルヘルスケア

災害応急対応に従事する職員には、責務や長時間の業務従事などから大きな心理的負担が生じることから、メンタルヘルスへの影響が懸念される。このため、災害時のこころの回復の時間的経過に応じた情報提供を行うとともに、疲労のコントロールのための休暇取得の促進、管理職へのラインケア等を実施し、職員のメンタルヘルスに係る問題等の予防、早期発見、治療及びフォローアップと、職場の環境改善に係る対策を講じる。

4.3 安否確認

発災時には、まず、職員の安否確認を行い、参集可能な職員を把握し、業務の執行体制を確保しておく。

4.3.1 現状及び対策

現状

発災時における安否確認は、職員の携帯電話による愛媛県防災メールの安否確認機能によることを基本としている。ただし、携帯電話を持っていない等の理由により一部未登録の職員については、一般電話などにより安否確認を行うこととなっている。

対策

- ① 発災当初は一般電話及び携帯電話とも輻輳の影響を受けて確認に困難が予想されるため、各所属において、発災直後の円滑な安否確認が行えるよう、未登録職員に対し、引き続き愛媛県防災メールへの登録を働き掛ける。
- ② 携帯電話を持っていない等の理由により、愛媛県防災メールへ未登録の職員については、一般電話や災害用伝言ダイヤルなどにより安否確認を行う。
- ③ 職員の携帯電話メールアドレスを確認し、メールによる連絡体制を整備する。

4.3.2 安否確認の実施方法

(1) 事前の対応

- ① 課室単位で、職員の電話番号（一般・携帯）を確認し、紙ベースで一覧表を作成しておく。（発災時に電源が喪失した場合を想定し、電子データだけとしない）
- ② 携帯電話保有者については、愛媛県防災メールへの登録が基本であり、未登録職員に対しては登録を推奨する。
- ③ 発災時に携帯電話への通信が困難な場合は、メールの方が通信の可能性が高いことから、課室単位で、職員の理解を得てメールアドレスの確認に努め、紙ベースで一覧表を作成しておく。

(2) 職員の安否確認

- ① 職員の安否確認は、各課室で行うものとし、愛媛県防災メール、電話、メール、災害用伝言ダイヤルの順番で安否確認を行う。
各課室は、安否確認の結果を各部主管課に報告し、各部主管課は、部内情報を取りまとめ、中予地方本部の総務班に報告するものとする。
- ② 参集が可能な職員は、安否報告ができなかった場合でも、まず参集することとし、途中で随時報告を試みるものとする。
- ③ 携帯電話を所有していない等により、愛媛県防災メールによる安否報告ができない職員については、電話又は災害用伝言ダイヤルを利用して、安否を報告するものとする。
- ④ 安否確認は、本人の安否及び出勤の可否等（家族の被災等により出勤できない場合を含む。）について行うものとする。（例：無事、〇〇時頃には出勤可能）

(3) 職員の家族の安否確認

- ① 非常時優先業務に従事するため、家族の安否を確認する余裕のない職員について、所属長は、他の所属員に対し、当該職員に代わって家族の安否確認を行うよう指示することとする。
- ② 家族の安否が確認できない場合、職員は、所属長の了解を得たうえで帰宅し、家族の安否を確認する。この場合、家族の安全が確保できたときには、所属長に報告のうえ、参集等の指示を仰ぐこととする。

4.4 指揮命令系統の確立

所属長の被災や出張などによる不在により長時間連絡が取れず、指示を仰ぐことができない場合に備え、各所属における指揮命令系統を確立しておく。

4.4.1 決裁者不在時の代決者

中予地方本部長である中予地方局長が事故や不在時等の非常時には、総務企画部長、総務県民課長の順で地方本部の設置を命令し、指揮を執ることとなる。

愛媛県地方局事務決裁規程において、決裁者に対する代決者（第1次代決者及び第2次代決者）が定められている。

4.4.2 職務の代行

意思決定権者が勤務地に参集できない状況にあっても、連絡が取れ指示を仰ぐことが可能な場合は、その職務の代行は行わない。なお、この場合、業務継続に支障ないよう通信手段を確保し、連絡を密にするよう留意する。

4.5 市町災害対策本部への連絡員の派遣

東日本大震災では、市町村庁舎が被災し、市町村の行政機能が著しく低下し、被災状況の把握ができない事態が生じたことから、県では、平成25年3月に「愛媛県災害時情報収集職員派遣要領」を策定し、災害対策本部地方本部又は支部が、必要に応じて被災市町へ情報収集職員を派遣し、市町が大規模な被災により災害対応能力を喪失した場合においても迅速かつ適切な支援を実施することとしている。

4.6 広域応援受入体制の確保

南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合に備え、県内外からの人的・物的支援を受け入れる際に中心となる「広域防災拠点」を選定するとともに、支援の受入体制や手順等を定めた「愛媛県広域防災活動要領」を平成27年3月に策定しており、拠点設置にあたっては、地方本部から広域防災拠点へ連絡員を派遣する。

4.7 民間事業者等との連携

県では、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合に備え、様々な分野の民間事業者等と災害時における応援協定を締結している。発災時には、協定内容を踏まえ、民間事業者等へ協力内容を伝達する。

そのため、地方局においても、実際の発災時に円滑に協力依頼が行えるよう、平常時から訓練等を通じ、連携に向けた意思疎通を図ることとする。

4.8 業務執行体制確保の発災時の対応

速やかに業務執行体制を確保するための発災時の対応を時系列に示す。

時間経過	対応手順
発災直後	<p>○勤務時間内に発災した場合</p> <p>◇安否確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属長は、職員の安否確認を行い、主管課を通じて中予地方本部へ報告する。 ・所属長は、職員の家族の安否確認の実施にも配慮する。
	<p>○勤務時間外に発災した場合</p> <p>◇安否確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は、自己及び家族の安否を確認し、愛媛県防災メールやメール又は電話等により所属に安否を報告する。 <p>◇職員参集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県防災メール等により所属に参集可能時間を報告後、「危機発生時の職員行動基準」により全職員が自動参集し、所定の場所で業務に従事する。 <p>なお、被災等により参集困難な場合も、その旨連絡する。</p>
	<p>◇指揮命令系統の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各所属は、速やかに意思決定権者の安否を確認し、指揮命令系統を確保する。 ・意思決定権者と連絡が取れない場合は、あらかじめ定めた順に職務の代行を行う。 <p>◇職員の安否確認状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部主管課は、所属職員の安否確認状況を取りまとめ、中予地方本部へ報告する。 <p>◇職員の参集状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部主管課は、職員の参集状況を取りまとめ、中予地方本部へ報告する。 <p>◇活動スペースの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各所属は、可能な限り活動スペースの確保を図り、地方司令部及び各対策班は、通信機材の利用に配慮した活動スペースの確保を図る。
数時間後 ～ (随時)	<p>◇職員の配置調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事可能職員の不足により、非常時優先業務の執行が困難な部局は、総務県民課に対し、他部局からの職員の配置調整の要請を行う。 ・総務県民課は、他部局職員参集状況等を勘案し、配置調整を行う。
数時間後 ～ 1日	<p>◇交代勤務体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各所属及び中予地方本部は、長期間に及ぶ非常時優先業務に適確に対応できるよう、職員の交代勤務体制を整備する。

第5部 業務継続のための執務環境の確保

5.1 庁舎（執務室）

現状

当庁舎は、昭和56年の建築基準法改正後の平成元年に建築されており、当庁舎本体は継続して使用可能と想定している。

ただし、各種回線の破損等、被災状況によっては、一部の執務室の継続使用が困難になるケースは想定される。

対策

一部の執務室の継続使用が困難になった場合は、該当所属は当庁舎内の代替の執務場所に移動することとなるので、移動する際の必要書類等、持ち出し品を特定しておく。

発災時の対応等

1 庁舎被災状況の確認

- ① 庁舎管理課は、発災後速やかに当庁舎の被災状況を確認し、部分的にも立入禁止等の措置が必要な場合は、その旨を表示する。
- ② なお、被災建築物応急危険度判定が必要な場合は、判定士の資格を有する職員（建築指導課）による判定結果を基に、当庁舎の使用可否を判断するものとする。
- ③ 庁舎管理課は、当庁舎の被災状況及び庁舎利用上の注意点について、庁内に周知する。
- ④ 各部主管課は、所属の執務室の被災状況を取りまとめ、庁舎管理課へ報告する。庁舎管理課は当該情報を中予地方本部へ報告する。

2 代替執務場所への移動

- ① 庁舎管理課は、一部の執務室の継続使用が困難と判断した場合は、速やかに当庁舎内の代替の執務場所を指定し、該当所属に移動を指示する。
- ② 移動の指示を受けた所属は、速やかに移動し、業務を再開する。

3 庁舎が被災した場合の代替施設

当庁舎が被災により使用できない場合は、当庁舎周辺の主な県有施設のうちから移転先を確保する。

当庁舎周辺の主な県有施設としては、県民文化会館、総合社会福祉会館、男女共同参画センター及び愛媛国際貿易センターなどがある。

5.2 電力

現状

- ① 発災後 24 時間は外部からの電源供給はないと想定する。（県地震被害想定調査では、発災直後の松山市内の停電率は 70.2%と想定されており、当庁舎周辺においても停電が想定されるが、1 日後には 10.7%まで復旧すると想定される。）
- ② 当庁舎の受電系統は 1 系統であり、受電盤に引き込まれ、配電盤を通じ、各室へ配電されている。
- ③ 被災により、外部からの電源供給がストップした場合には、
- ア 庁舎非常用発電機（軽油、6 時間運転）が直ちに起動し、消防栓ポンプや誘導灯等の消防法関係機器、自動車リフト、電話交換機、一部照明、一部コンセント、庁内 LAN サーバー及び庁内 LAN ハブに供給される。
- イ 庁舎非常用発電機からの電源供給により、電話交換機は、6 時間運転可能であるが、外線電話の光電話端末機は約 10～15 分間の継続使用ができる蓄電機能しか備えていない。
- ウ 照明の 2 割程度はバッテリー内蔵で、20 分程度は継続使用できる。
- エ 防災通信システム用発電機（軽油、72 時間運転）が直ちに起動し、防災通信システム機器に電源を供給する。

【当庁舎における発電設備の状況】

項目	庁舎非常用発電機	防災通信システム用発電機
発電量	300kVA	5 kVA
持続時間	約 6 時間	約 72 時間
燃料	軽油（390 ㍓）	軽油（195 ㍓）
供給範囲	消防法関係の ・消防栓・泡消火ポンプ（B2） ・発電機室給排気ファン（B2） ・排煙ファン（B2） ・空調自動制御（B2） ・誘導灯（B2,B1,1F,7F） その他 ・自動車リフト（B2） ・フロアコンセント（一部:OA室） ・電話交換機 ・一部照明 ・一部コンセント ・庁内 LAN サーバー及び庁内 LAN ハブ	4階防災対策室及び 6階防災情報室の 防災通信システム

課題

庁舎非常用発電機は、燃料補給なしでは約6時間後に停止し、業務執行上の大きな支障となる。

対策

県有財産管理推進本部に対し、次の非常用電源設備・機器の改修を継続して要望する。

庁舎非常用発電機が、停電中に継続して電源供給できるよう、発電機の燃料タンクを容量の大きなものに改善するとともに、燃料補給体制を整備する。

発災時の対応等

- ① 庁舎管理課は、停電の優先的な復旧等について電気事業者に要請する。
- ② 庁舎管理課及び防災対策室は、庁舎非常用発電機の使用停止を防止するため、燃料補給体制を確保する。

5.3 上下水道・トイレ

現状

- ① 発災後 10 日程度は外部からの給水がなく、発災後 1 週間程度は下水道が使用できないと想定する。（県地震被害想定調査によると、松山市内の断水率は、発災直後 58.9%、1 日後 55.0%、1 週間後 34.3%、1 ヶ月後 3.6%と想定されており、当庁舎周辺においても断水が想定される。また、松山市内の下水道支障率は、発災直後 56.4%、1 日後 47.6%、1 週間後 17.2%、1 ヶ月後 0.4%と想定されており、当庁舎周辺においても下水道の支障が想定される。）
- ② 当庁舎への給水は 1 系統であり、受水槽から高架水槽へ揚水ポンプでポンプアップされた後、自然落下により各所へ給水されている。
- ③ 当庁舎の 1 日の通常使用量は 26m³ で、高架水槽の容量は 17m³、受水槽の容量は 60m³ である。
揚水ポンプの非常用電源が確保されていないため、24 時間外部からの電源供給がなく、16 時間弱で断水する。
- ④ 発災直後は、漏水による二次災害を防止するため、給排水管の健全性が確認できるまでは、上水道、下水道とも使用できない。

課題

- ① 発災後は、給排水管の健全性が確認できるまで上下水道を使用できないため、早期の使用再開のための対策が必要である。
- ② 発災 16 時間で断水が想定されるため、飲料水や簡易トイレの確保が必要である。
- ③ 揚水ポンプの非常用電源が確保されていないため、停電が長期化した場合は断水し業務継続上の大きな支障となる。

対策

- ① 給排水管の被災状況を確認するためのマニュアルを作成する。
- ② 簡易トイレ用消耗品等の必要量を備蓄し確保するよう努める。
- ③ 揚水ポンプへの非常用電源の接続を検討する。

発災時の対応等

次の手順により上下水道の早期再開に努めるなど飲料水やトイレを確保する。

- ① 庁舎管理課は、漏水による二次災害を防止するため、発災直後から給排水管の安全性が確保されるまでは、給排水を停止し、その旨庁内に周知する。
- ② 庁舎管理課は、発災後速やかに給排水管の被災状況を確認し、早期に給排水を再開するよう措置を講じることとする。
- ③ 受水槽の貯留水を少しでも長く持たせるため、職員は可能な限り節水に努めることとする。
- ④ 16 時間での断水は通常使用を継続した場合であり、節水に努めれば給水可能期間は延長できることから、簡易トイレ（水不使用）の利用を優先する。

5.4 執務室内

現状

ロッカー・キャビネット等の固定により執務室内の被害は少ないと想定されるが、窓ガラスの飛散、天井パネルの剥離等が発生すると、それらの整理に多くの人件と時間を要する。

課題

発災直後は、窓ガラスの飛散、天井パネルの剥離等により、業務への着手が遅延し、迅速な業務遂行の妨げとなるおそれがあるため、執務室の窓ガラスの飛散防止対策及び天井パネルの剥離防止対策を検討する必要がある。

対策

- ① 執務室の窓ガラスの飛散防止対策及び天井パネルの剥離防止対策を検討する。
- ② ロッカーの上など高所に、書類や荷物等を置かないよう徹底する。
- ③ 夜間に発災し、停電で暗い場合でも片付け等ができるよう、平常時から懐中電灯等の保管場所を共有しておく。

発災時の対応等

次の手順により執務環境を整え、活動スペースを確保する。

- ① 登庁した職員は、非常時優先業務の業務継続に支障のない範囲で、執務室内の片付けを行い、執務環境を整える。
- ② 必要に応じて災害対策本部（総務班）に連絡し、資機材の提供や応援を要請する。
- ③ 各部（所）の主管課は、執務室の被災状況を取りまとめ、災害対策本部（総務班）へ報告する。
- ④ 庁舎管理課は、必要に応じ局内各部（所）に応援を依頼し、会議室や共用スペース等の片付けを行う。

5.5 エレベータ・空調

現状

- ① エレベータは、発災直後、最寄り階に着床するよう設定されている
- ② 運転の再開については、点検業者により安全性を確認したうえで、復旧することとしている。なお、停電時は、自動車リフト以外は非常用電源が確保されていないため、使用できない。
- ③ 空調については、給排気には非常用電源が確保されているが、冷暖房には確保されておらず、また、都市ガスを空調に利用しているため、都市ガスの供給が再開するまでは使用できない。

課題

エレベータ・空調の運転再開は、点検業者による安全確認の後となり、早期の使用再開のための対策が必要である。

対策

保守点検業者の確保も含め、エレベータ・空調の健全性の確認方法及び手順等を定めたマニュアルを作成する。

発災時の対応等

- 次の手順によりエレベータ・空調の被災等に対応する。
- ① 被害状況について確認を行う。
 - ② 保守点検業者に対し、優先的な点検・復旧を要請し、早期の運転再開に努める。
 - ③ 点検の結果、使用制限を行う場合は、その旨、庁舎内に周知する。

5.6 飲料水・食料・物品等の備蓄等

現状

① 飲料水・食料

「危機発生時の職員行動基準」では、登庁時に食料及び飲料水の持参を求めているが、勤務時間内に発災した場合には、食料等の確保が困難となることや、食料・飲料水の必要量が増大し災害対応職員用の物資確保が困難になると想定されることから、災害時における職員用の食料・飲料水（3日分）を平成25年度から5年間かけて備蓄することとしている。

上水道については、発災後10日程度は外部からの給水がないと想定しているが、当局内には77m³の水道水が貯留されており、電源が確保され揚水ポンプが稼働すれば、通常使用しても3日程度の給水は可能である。

なお、庁舎7階に設置されている飲料の自動販売機は、災害時には無償で供給されるタイプのものになっている。

② 物品等

応急対策用備蓄物資として、令和元年度末時点で、救助用工具セットが1セット、マンホール対応型トイレが1台、簡易トイレが15台、簡易トイレ用消耗品が150セット、防じんマスクが600枚備蓄されている。

また、コピー用紙や文具等オフィス用品については、各所属である程度の在庫は確保されており、災害時用の通信機器もある程度は確保されている。

課題

- ① 不足する飲料水や食料は、流通備蓄により賄うこととしているが、発災直後は、道路の被災等により、物資の供給が遅れる可能性がある。
- ② 発災直後は、給排水管の健全性が確認できるまで、上下水道を使用できないため、飲料水を上水道で賄うことはできない。
- ③ 飲料水を上水道に求める場合、上水道を通常使用した場合は3日で貯留水を使いいきり、外部からの給水が回復する11日目までの8日間は断水となる。
- ④ 勤務時間内に発災した場合は、自宅から食料等の持参ができず、庁舎周辺の店舗での購入も、店舗の被災や周辺住民の食料等確保と競合しないよう配慮すべきであることから、備蓄物資に頼ることになるが、長期の食料等の確保は困難である。
- ⑤ 簡易トイレ用消耗品の備蓄量が少なく、発災時に不足が予想される。
- ⑥ FAX等機器類の故障に対する迅速な対応が必要である。
- ⑦ コピー用紙及び文具類等消耗品については、いつ発災しても支障のないよう在庫品を確保しておく必要がある。

対策

- ① 職員に対し、勤務時間外に発災した場合は「危機発生時の職員行動基準」に基づき、登庁時に食料等を持参することを周知徹底する。
職員は、自宅での食料等の備蓄に努めるものとする。
- ② 簡易トイレ用消耗品の備蓄増に努める。
- ③ 必要な用品類等をリストアップし、保有状況を常に把握しておくとともに、常時必要量を備蓄し確保しておく。
- ④ FAX 等機器類の保守点検等チェック体制を確保する。

発災時の対応等

- ① 断水時には、トイレの利用は簡易トイレを優先（又は限定）し、貯留水道水の使用量を縮減することにより飲料水を確保する。
- ② 中予地方本部（総務班）は、県災害対策本部と連携し、職員用の飲料水及び食料の確保業務を行う。
- ③ 登庁した職員は、FAX 等機器類の使用の可否について確認し、損壊等の状況について、中予地方本部へ報告する。
- ④ FAX 等機器類が故障している場合は、保守点検業者に連絡し、早急な復旧を図る。

5.7 情報システム

現状

- ① 全庁的な業務を取り扱っている主な情報システムとしては、庁内 LAN システムや県庁と地方局等を商用回線で結んだ広域通信網の愛媛情報スーパーハイウェイ及び財務会計のオンライン処理などを行っている大型電子計算機がある。
- ② 庁内 LAN システムについては、平成 24 年度に更新が行われ、堅牢な民間データセンターにサーバを集中配置するなどして耐災害性が確保されている。
しかし、非常用電源が確保されていない情報システムが一部残っているほか、端末機や、端末機と情報システムとの間のネットワーク経路上の通信機器について非常用電源が確保されていない場合も、停電時には情報システムが利用できないこととなる。
また、物理被害による故障、断線等や、緊急停止を行ったものについてはデータ障害も想定され、この場合、情報システムの復旧には時間を要する。
さらに、庁内 LAN システムの中央サーバ等や大型電子計算機の復旧が早期に完了しても、地方局庁舎において商用電源が回復するまでの間は、非常用電源が確保されていないため庁舎のサーバ及び愛媛情報スーパーハイウェイの機器等が復旧できず、非常用電源が配置されている執務室であっても当該機器類を使用することができない。
- ③ なお、ICT（情報通信技術）に係る業務継続計画として、平成 25 年度に「愛媛県 ICT 分野の業務継続計画（「愛媛県 ICT-BCP」という。以下同じ。）が策定され、非常時においても情報システムを用いた適正かつ迅速な業務が執行できるようにするための具体化された全庁共通方針が別途定められている。

【庁内LAN等情報システム復旧目標時間】

システム名	システムの概要	発災後からの復旧目標時間
庁内LANシステム		
庁内LANネットワーク	各庁舎内に張り巡らされた全庁共通のLAN配線と愛媛情報スーパーハイウェイ等を活用し庁舎間を接続した庁内の通信網であり、インターネット及びLGWAN（国・全国の自治体同士を接続する閉域通信網のこと。以下同じ。）とも接続されているネットワーク	12時間後
県ホームページ	県から住民等に対して情報発信するための重要な広報手段の一つとなっている機能	
<ul style="list-style-type: none"> ・職員向けポータル機能 ・グループウェア機能 ・文書管理・電子決裁機能 ・予算編成支援機能 ・会議室予約機能 	全職員・全所属に提供する全庁共通機能であり、庁内回覧板、電子メール、全庁掲示板、スケジュール管理、文書管理・電子決裁、予算編成支援、会議室予約等、各種の業務処理を行うための機能	24時間後
公関係・庁内系の 庁内クラウド設備 （各所属管理の仮想サーバの稼働環境の提供）	情報政策課が各所属向けに提供しているサーバ統合基盤であり、各所属が庁内LANネットワーク上で個別にサーバを設置していた業務サーバを仮想サーバ方式で稼働させる環境を提供するための設備	
<ul style="list-style-type: none"> ・マイドキュメント ・所属ドキュメント（ファイルサービス） 	全職員・全所属に提供する全庁共通機能であり、本人や所属職員のみがアクセス可能なほか、データバックアップが自動でなされる保護されたデータ保存領域	36時間後
愛媛情報スーパーハイウェイ	本庁、地方局・支局、各土木事務所を商用回線で結んだ広域通信網であり、庁舎間を接続するためのネットワーク	6時間後
大型電子計算機（汎用機）	財務会計や県税に関するオンライン処理業務、給与、県債償還、奨学資金などの業務を電算処理するための設備	6時間後
財務会計オンライン	公金の支出・収入手続き等	24時間後
県税オンライン	県税の課税、収納手続き等	（各端末）

課題

- ① 情報システムは、「非常時優先業務を効率的に実施するために必要不可欠な業務基盤である。」との認識のもと、可能な限り被災による情報通信システムの停止を回避し、また、被災により情報通信システムが停止した場合においても、速やかに復旧し業務再開できるよう初動対応の具体的手順を確立するなど、情報システムを所管する各課（「情報システム管理課」という。以下同じ。）において、必要となる対策を施す必要がある。
- ② 停電した時は、非常用電源が確保されていない情報システムや、情報システムの非常用電源が確保されていても、端末機及びネットワーク経路上の通信機器について非常用電源が確保されていないものは利用できないため、業務執行上の大きな障害となる。
- ③ 財務会計（公営企業財務会計を含む）オンラインが停止した場合に備え、支払の遅延や緊急払い等に対応できるよう手処理による支払手続きの検討が必要である。
- ④ 非常用電源が確保されていない各庁舎のサーバ及び愛媛情報スーパーハイウェイの機器等は、停電状態が続いていれば、県庁の中央サーバ等が復旧した後でも当該システムを復旧させることができない。
- ⑤ 非常用電源が確保されていない執務室では、当該システム復旧後においても停電状態が続いていれば、当該システムを使用することができない。
- ⑥ 一般電源が復旧し停電が解消されても、パソコン等に物的被害がある場合は、使用することができない。

対策

- ① 「愛媛県 ICT-BCP」に基づいた、情報システムの物理的・技術的・人的対策を徹底する。
- ② 非常用電源が確保されていない情報システムについて、NOC 室や民間データセンターに設置する等して、非常用電源を確保する。
- ③ 非常用電源が確保されていない端末機及びネットワーク経路上の通信機器について、非常用電源を確保する。
- ④ 公金の支払いなど特に発災後 2 日以内に着手しなければならない非常時優先業務については、パソコン、プリンター等を利用しない手作業等による代替方法及び手作業等の処理内容のシステムへの取り込み方法も決めておく。
- ⑤ 非常時優先業務に関わるものなど共有すべき重要なデータについては、外部記憶装置による必要最小限のデータのバックアップ等を検討するとともに、複数職員での共有化を図る。
- ⑥ パソコンや機器類等の転倒防止対策を講じ、物的被害を抑える。

発災時の対応等

南海トラフ巨大地震が発生した場合は、次の対応手順により情報システムの早期復旧を図る。

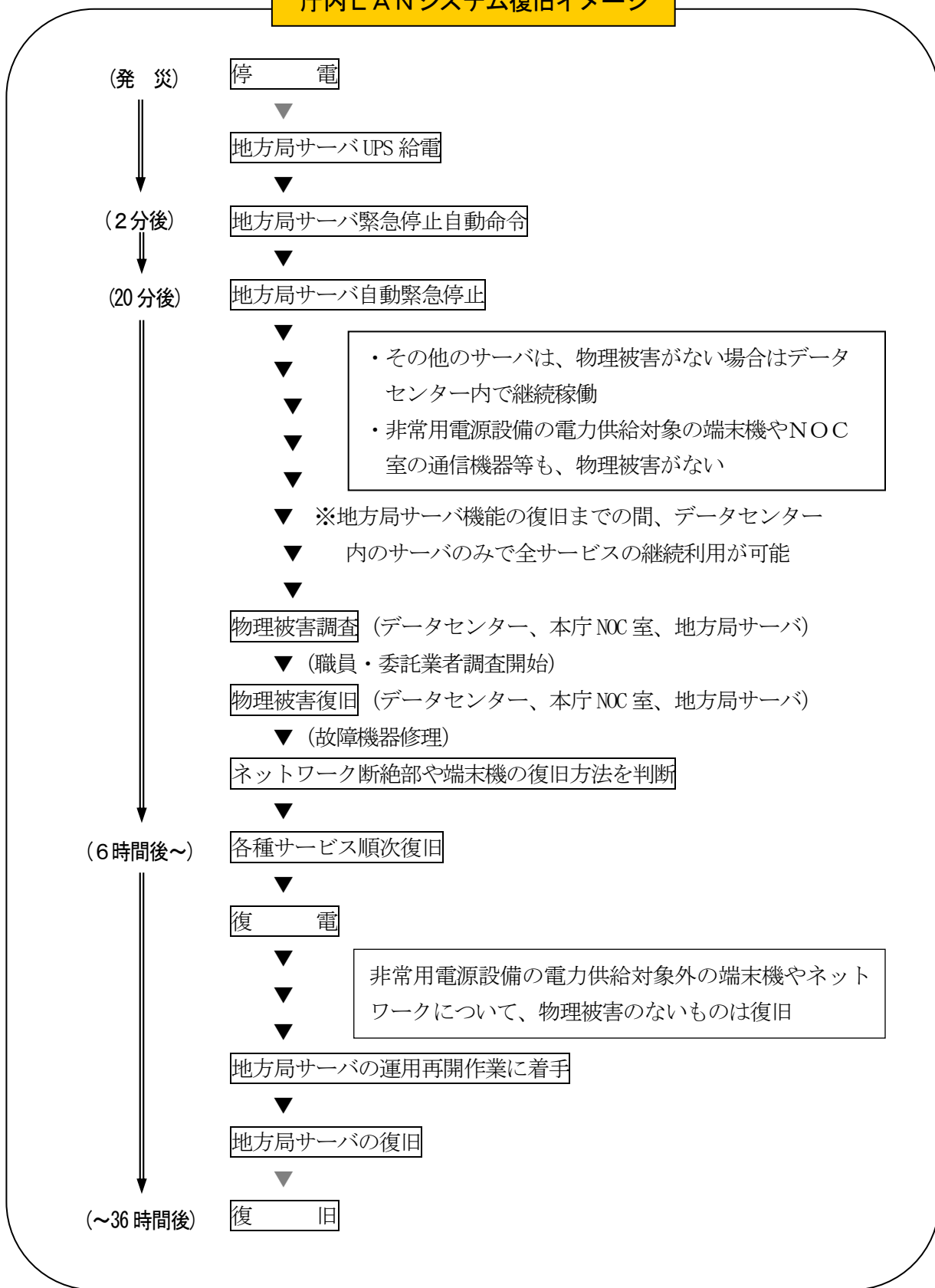
県庁

- ① 発災後、登庁した情報システム管理課職員は、情報システム機器の物的被害の確認を行うとともに、保守点検業者に保守要員の派遣要請を行う。
- ② 情報システム管理課は、あらかじめ作成した復旧手順マニュアルに基づき、迅速なシステムの復旧を図る。
- ③ 情報システム管理課は、システムの被災状況及び復旧見込みについて、災害対策本部に適宜報告するとともに、庁内に周知する。

地方局

- ① 発災後、登庁した各庁舎職員は、情報システム機器等の物的被害の確認を行い、物的被害状況を各庁舎の主管課に報告する。
- ② 各庁舎の主管課は、情報システム機器等の物的被害状況を県庁の情報システム管理課及び災害対策地方本部に報告する。
- ③ 災害対策地方本部は、情報システムの被災状況及び復旧見込みについて、災害対策本部へ適宜確認する。

庁内LANシステム復旧イメージ



5.8 通信（電話・FAX・電子メール等）

現状

一般電話は、発災後1週間は輻輳によりつながりにくく、また、庁内LANが復旧するまで電子メールによる通信はできないと想定される。（県地震被害想定調査によると、松山市内の固定電話の不通回線率は、発災直後58.9%、1日後63.9%、1週間後0.0%と想定されており、当庁舎周辺においても不通が想定される。）

電話回線

- ① 電話交換機には庁舎非常用発電機から電力されるため6時間使用可能であるが、外線電話の光電話端末機は、約10～15分間の継続使用ができる蓄電設備しか備えていないため、電力がなくなると外線への発着信ができなくなる。
- ② 通信可能時であっても、外線は一般加入電話であるため輻輳の影響を受ける。
- ③ 災害時にも輻輳の影響を受けにくい災害時優先電話が当局内に3台（企画課、管理課、道路第二課）確保されている。
- ④ 各執務室に設置しているFAXは、停電時には非常用電源が確保されておらず使用できなくなるが、防災情報室に設置されている防災通信システム用FAX（1台）は防災通信システム用発電機により電源が供給されるため使用できる。
- ⑤ 電子メールの使用は、庁内LANシステムの復旧を待つことになる。

防災通信システム

県では、災害時に市町や消防、その他関係機関等との情報伝達・収集手段を確保するため、防災通信システムを整備しており、県庁からの一斉通報、防災通信システム設置機関との電話発着信、テレビ会議、気象データ・災害映像配信等の機能を有している。

防災通信システム用発電機（燃料補給なしで72時間供給可能）により電源が確保されており、発災直後から双方向の連絡が可能である。

また、市町との防災通信システムが途絶し、被災状況や応急対策活動等の情報が収集できない場合は、代替の通信手段として、衛星携帯電話を所持した職員を当該市町に派遣することとしている。

【当庁舎における防災通信システムの整備状況】

設置箇所	内容	台数	備考
4F 防災対策室	一斉通報受令機	1	本庁からの一斉通報を受信する機器
	全県移動無線機	1	車載型1台
	全県移動制御器	1	全県移動無線機との通話が可能な制御器(秦皇山中継局及び美川中継局の無線機を制御)
6F 防災情報室	テレビ会議	1	1対1、複数とのテレビ会議が可能
	防災電話機	4	電話交換機が停止している際も使用できる電話機
	ファクシミリ	1	
3F 建設企画課	全県移動無線機	5	携帯型3台、車載型2台

上記のほか、庁舎内線電話機から防災通信システム発着信可能。

防災通信システム以外に

衛星インターネット機器により人工衛星経由のインターネットが可能。

課題

- ① 発災後 24 時間は停電すると想定しており、電話交換機が外線で約 10～15 分間、内線で約 6 時間の継続使用が可能であるが、庁舎非常用発電機が停止後は、一般電話は復電するまでの間、使用できない。
- ② 一般電話が使用できる状態であっても、外線での通信は輻輳の影響を受けて接続が困難な状況が想定される。
このような場合、輻輳の影響を受けにくい災害時優先電話の使用を求めるケースもあるが、台数が少ないため利用者間で競合することが想定される。
- ③ 停電時には、防災通信システム以外の FAX や庁内 LAN を利用した電子メールや閲覧板での通信が不可能となる。

対策

非常時優先業務数等を考慮し、災害時優先電話の割当先等について検討する。

発災時の対応等

- ① 停電以外で通信ができなくなった場合は、通信事業者に対して、災害時における優先的な復旧を要請する。
- ② 外部への連絡は、災害時優先電話を使用する。
- ③ 必要に応じ輻輳の影響を受けにくい携帯電話メールや全県移動無線機も活用する。
- ④ 市町との連絡が途絶し、被災状況や応急対策活動等の情報が収集できない場合は、代替の通信手段として、衛星携帯電話を所持した職員を当該市町に派遣する。

5.9 来庁者への対応

【対応方針】

① 避難場所の指定

来庁者用の避難場所は、県民相談プラザ（当庁舎1階）とする。被災により同所が使用できない場合や、多数の来庁者のため県民相談プラザに収容できない場合などには、状況に応じて、庁舎管理課は、非常時優先業務の妨げにならないよう、速やかに当庁舎内に来庁者用の避難場所を指定し、庁内に周知する。

② 来庁者の誘導

来庁者については、非常時優先業務の妨げにならないよう、一旦当庁舎内に指定した避難場所に案内し、当庁舎周辺の安全が確認された後、当庁舎外への移動を依頼する。

③ 帰宅困難者への対応

帰宅困難者については、原則、近隣の指定避難所等へ移動するよう勧めることとするが、当庁舎周辺の安全が確認されるまでは、当庁舎内に指定した避難場所で待機するよう勧め、当庁舎周辺の安全が確認された後に、指定避難所等への移動を依頼する。（県地震被害想定調査によると、発災直後の松山市内の帰宅困難者は 36,310 人と想定されており、当庁舎周辺においても帰宅困難者の発生が想定される。）

④ 負傷者への対応

負傷者の付近に居合わせた職員は、負傷者を安全な避難場所に移動させ、救急・救命措置、応急手当など必要な措置を速やかに行う。なお、医療機関による早急な手当が必要とされる負傷者や急病人については、消防へ連絡し、医療機関への搬送を依頼する。

【庁舎周辺の指定避難所及び指定緊急避難場所】

○指定避難所

松山市立東雲小学校

松山市立東中学校

松山東高等学校

○指定緊急避難場所

東雲公園

5.10 業務資源確保の発災時の対応

業務を継続していく上で必要な資源を確保するための発災時の対応を時系列に示す。

時間経過	対応手順
発災直後	<p>○勤務時間内に発災した場合</p> <p>◇職員・来庁者の負傷者対応・避難誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員や来庁者等の負傷、閉じ込めを救助し、応急措置を行う。 火災発生や庁舎倒壊の危険がある場合は、来庁者を誘導し屋外へ避難する。余裕がある場合に限り、重要データ等を携帯して持ち出す。 屋外への避難の必要がない場合は、来庁者を当庁舎内に設置する避難所へ一旦誘導し、周辺の安全確認後に当庁舎外への移動を依頼する。 <p>◇火災への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災があれば、119番通報した上で、庁舎管理課の指示に基づき可能な限り消火活動を行う。
	<p>◇庁舎等の被災状況確認及び二次災害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 庁舎管理課は、速やかに当庁舎等の被災状況を確認し、二次災害を防止するため、当庁舎等の利用上の注意点等について庁内に周知する。 各所属は、執務室の被災状況を主管課を通じ中予地方本部へ報告する。 給排水管の安全確認までトイレ使用不可のため、簡易トイレ等を確保する。 <p>◇執務室及び会議室等の片付け</p> <ul style="list-style-type: none"> 執務室を片付け、執務スペースを確保する。 庁舎管理課の指示に基づき、会議室等共用スペースを片付ける。 <p>◇庁内LAN等情報システム及びコピー機等機器類の被災状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 速やかに被災状況を確認し、使用困難な場合は、保守点検要員の確保又は確保依頼のための報告を速やかに行い、早期の復旧を図る。
数時間 ～ 1日	<p>◇代替執務室への移転</p> <ul style="list-style-type: none"> 当庁舎の被災状況確認後、執務室の使用が困難と判断された場合は、庁舎管理課は、代替執務室を指定し、該当所属へ移動を指示する。 移転を指示された所属は、速やかに移動し、業務を再開する。 <p>◇電力の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用発電設備の継続使用を可能とするため、補給燃料を確保する。 状況により、電気事業者へ停電の優先的な復旧等について要請する。 <p>◇飲料水等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員用の飲料水等を確保し配分する。
	<p>◇庁内LAN等情報システムの復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 復電後から保守点検要員による復旧作業を開始し、機能別に順次復旧を図る。 情報システム管理課は、復旧状況について、災害対策本部へ報告するとともに、庁内へ周知する。
	<p>◇庁内LAN等情報システムの復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 復電後から保守点検要員による復旧作業を開始し、機能別に順次復旧を図る。 情報システム管理課は、復旧状況について、災害対策本部へ報告するとともに、庁内へ周知する。

第6部 発災前の防災対応

6.1 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

県は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、その情報の内容に応じて次の通り対応することとしている。

【国】

現象発生	① 想定震源域またはその周辺で、M6.8以上の地震が発生 ② 通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性 ③ その他、プレート境界の固着状態が変化した可能性		
5～30分	南海トラフ地震臨時情報（調査中）		
最短2時間	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">半割れの場合</div> 臨時情報 <u>（巨大地震警戒）</u>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">一部割れまたは ゆっくりすべりの場合</div> 臨時情報 <u>（巨大地震注意）</u>	臨時情報 （調査終了）

【県】



対応終了

県災害対策本部会議または県災害警戒本部会議の開催		
体制	<ul style="list-style-type: none"> ○「半割れケース」では、1週間は災害対策本部体制 ○その後1週間は、原則として災害警戒本部体制 	<ul style="list-style-type: none"> ○「一部割れケース」では、1週間は災害警戒本部体制（原則）又は災害対策本部体制（例外） ○「ゆっくりすべりケース」では、すべりが収まるまで災害警戒本部体制
<ul style="list-style-type: none"> ○防災危機管理課 <ul style="list-style-type: none"> ・国の指示事項、災害対策本部会議等の開催結果を直ちに市町等に連絡 等 ○関係部局 <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する施設等の点検 ・大規模地震発生後の応急対策の確認 等 ○県民に対して、今後の備えについて呼びかけ <ul style="list-style-type: none"> ・家具の固定 ・避難場所・避難経路の確認 ・家族との安否確認手段の確認 ・家庭における備蓄の確認 など 		



【市町・住民】

1週間	<ul style="list-style-type: none"> ・後発地震発生で避難完了できない住民及び要配慮者は事前避難 ・地震の備えの再確認 ・自主避難 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の備えの再確認 等※
2週間目	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の備え再確認 等 	—
2週間以降	—	—

6.2 風水害に関する気象情報等の発表時の防災対応

県は、風水害に関する気象情報が発表された場合は、その情報の内容に応じて次の通り対応することとしている。

	設置基準	参集基準	配備基準
警戒体制又は警戒準備体制	①県内に大雪に対する一層の警戒を呼びかける情報が発表されたとき	①県民環境部防災局職員 ②地方局総務県民課職員 ③関係課職員	同左 ※災害応急業務の必要性にあわせ順次配備人員拡大
災害警戒本部	①県内に気象業務法第13条第1項に基づく警報が発表されたとき（波浪、大雪、高潮警報を除く） ②その他知事が必要と判断するとき	初期の情報収集活動を実施するために必要な人員	同左 ※災害応急業務の必要性にあわせ順次配備人員拡大
災害対策本部	①県内に気象業務法第13条第2項に基づく特別警報が発表されたとき ②相当規模の災害が発生し、複数の対策部が連携して対応する必要があると知事が判断するとき ③その他知事が必要と判断するとき	大規模災害への応急対策を実施するために必要な人員	同左

第7部 事前に実施すべき対策の取組方針

発災時に県も被災し、業務資源に制約を受けた場合でも、業務を継続していけるよう、事前に実施すべき主な対策を次の区分の取組方針に基づいて、計画的に実施していく。

《取組方針A》 速やかに取り組んでいく対策

資源等	対 策	取 組 内 容	担当
庁舎等	代替執務場所移動時の必要書類等の特定	代替の執務場所へ移動しなければならない事態に至った場合を想定し、必要書類等持ち出し品を特定しておく。	各所属
電 力	庁舎非常用発電設備の燃料補給体制の確保	庁舎非常用発電機の燃料タンクの改善を進めるとともに、燃料補給体制を整備する。	管理者 庁舎
上下水道	給排水管被災状況確認マニュアルの作成	給排水管の健全性が確認できるまで上下水道を使用できないことから、早期の使用再開のため給排水管の被災状況を確認するためのマニュアルを作成しておく。	庁舎管理課
	揚水ポンプへの非常用電源接続	停電の長期化に備え、揚水ポンプへの非常用電源の接続を検討する。	
エレベータ・空調	エレベータ・空調の健全性確認マニュアルの作成	速やかな使用の可否判断のため、エレベータ・空調の健全性の確認方法及び手順等を定めたマニュアルを作成しておく。	管理課 庁舎
情報システム	非常時優先業務の手作業等による代替処理方法の策定	公金の支払など、非常時優先業務については、パソコン、プリンター等を利用しない手作業等による代替処理方法を決めておく。	各所属
	重要データのバックアップと複数職員での共有化	重要なデータについては、外部記憶装置による必要最小限のデータのバックアップ等を検討するとともに、複数職員での共有化を図る。	

《取組方針B》 中期的に取り組んでいく対策

資源等	対 策	取 組 内 容	担当
執務室	窓ガラスの飛散及び天井パネルの落下等の防止	窓ガラスの飛散及び天井パネルの落下等に伴う業務の開始遅れや停滞を防ぐため、防止策を検討する。	管理課 庁舎
飲料水 食料 物 品	簡易トイレ用消耗品の備蓄増	飲料水の確保のためにも、簡易トイレの利用優先が必要であるが、現在の備蓄量では不足が予想されるため、備蓄増に努める。	担当課 防災
	必要な用品類のリストアップと備蓄	業務を継続していく上で必要な用品類をリストアップし、必要量を備蓄し確保する。	各所属
通 信	非常時優先電話の配備先等の見直し	災害対策本部体制や非常時優先業務量等の実態に即した、災害時優先電話の配備先等の見直しを行う。	担当課 防災

《既に取り組んでいる対策》

資源等	対 策	取 組 内 容	担当
執務室	ロッカー・キャビネット等の転倒防止	落下物による人的被害及び書類等の散乱等を防止するため、ロッカー・キャビネット等の固定をするとともに、高所への書類や荷物の保管等を禁止し、定期的に職場巡視を実施している。	各所属
庁舎等	地方本部地方司令部の活動機材	地方司令部の設置を想定し、庁舎6階第一、第二会議室に内線電話を増設するとともに、庁内LAN用のハブ等、地方司令部活動用機材を整備している。	担当課 防災
職 員	職員の被災状況や出勤の可否を迅速に把握するための安否確認	迅速に職員の参集把握を行い、業務執行体制を確保するため、職員の被災状況や出勤の可否を自動的に確認・集計できる愛媛県防災メールの登録をほとんどの職員が行っている。	各所属
飲料水 食料 物 品	食料等の確保	発災直後は食料等の確保が困難であることから、登庁時には食料、飲料水等を持参するよう職員に周知している。	各所属
	FAX等機器類のチェック体制確保	FAX等機器類の故障に対しては、各所属で迅速に対応するとともに、機器類を所属間で相互使用するなど対応体制を確保している。	各所属
通 信	被災市町との連絡手段の確保	市町との連絡が途絶し、被災状況や応急対策活動等の情報が収集できない場合は、代替の通信手段として、衛星携帯電話を所持した職員を当該市町に派遣する体制を確保している。	担当課 防災

第8部 計画の維持管理及び推進

8.1 訓練の実施

8.1.1 訓練の目的

訓練等を通じて、職員が業務継続の重要性や災害時における各自の役割を認識することで、当局の組織的な対応力の向上を図る。

8.1.2 定期的な訓練の実施

人事異動や組織改正等による職員の役割変更及び新たな課題の洗い出しや計画の検証のため、定期的に訓練を実施する。

8.1.3 訓練の例示

・参集訓練 ・初動対応訓練 ・職員安否確認訓練 ・停電時対応訓練 等

8.2 業務継続計画の推進

8.2.1 業務継続計画の持続的改善

定期的な訓練や検証作業を通じた計画の問題点の発見、組織改正及び施設設備等の改善等に伴い、Plan（計画の策定）、Do（訓練等の実施）、Check（検証）、Action（計画の見直し）といった PDCA サイクルを通じて、業務継続計画の持続的改善を行う。

8.2.2 業務継続計画の持続的改善の推進体制

業務継続計画の持続的改善は、必要に応じ、県民環境部防災局防災危機管理課と協議のうえ、総務県民課防災対策室が中心となって実施する。

8.2.3 業務継続計画の実効性の確保

本計画で明らかとなった業務継続上の課題を克服し、中予地方局としての責務を果たすことができるよう、『事前に実施すべき対策の取組方針』に基づき、着実に対策を実施していく。

県松山庁舎所属職員・参集状況予測

次の参集条件を設定し、職員の時間経過毎の参集率を想定した。

1 参集手段

大規模地震発災直後は、公共交通機関は運行不能になり、道路も倒壊物等により自動車、バイク及び自転車等による参集が困難になると想定されることから、

- ・徒歩による参集（3km/h）を基本とする。

なお、道路や公共交通機関については、発災後1週間までに道路の啓開や公共交通機関の代替運送の実施が図られ、発災後1週間以降は復旧するが、

- ・7日間は20km圏内の職員のみが参集するものとする。

2 参集準備等による出発遅延等

大規模地震発災後は、家族等の安否確認、参集のための準備等のため、若干の時間が必要になると想定されるため、次のとおり遅延時間を加算する。

- ・参集準備等による出発遅延等：全員…一律40分の到着遅延

3 職員又は職員の家族が死傷の被害を受け、治療等のため参集不能な場合

被害想定調査における中予地方局管内（久万高原町を除く）の死傷者発生確率は1.75%であり、これに管内の世帯人員数 2.37 を乗じ、世帯あたり死傷者の発生確率を5%と推計し、

- ・職員の5%は参集不可能と想定する。

市町名	人口	死者・負傷者 発生予想数	死傷率	世帯数	世帯人員数
松山市	517,231	6,422	/	224,178	/
伊予市	38,017	1,707		13,959	
東温市	35,253	1,403		13,490	
松前町	30,359	1,410		11,308	
砥部町	21,981	338		8,272	
合計	642,841	11,280	1.75%	271,207	2.37

- ・職員世帯での死傷率… $1.75\% \times 2.37 = 4.15 \div 5\%$

4 職員の住宅が被災し、一時的避難又は復旧等のため、参集困難な場合

被害想定調査における管内（久万高原町を除く）の建物被害は、全壊率 20.53%、半壊率 14.79%であり、職員も同様に被害を受けると想定されることから、全壊率・半壊率を乗じて推計し、

- ・職員の20%は、全壊の被害を受けて3日間は参集困難と想定する。
- ・職員の14%は、半壊の被害を受けて1日間は参集困難と想定する。

市 町 名	建物棟数	全壊		半壊		計	
		棟数	率	棟数	率	棟数	率
松山市	187,754	35,759	20.53%	25,974	14.79%	61,733	35.32%
伊予市	30,909	6,875		4,651		11,526	
東温市	21,752	4,286		4,391		8,677	
松前町	18,199	8,245		3,365		11,610	
砥部町	11,503	285		1,570		1,855	
合計	270,117	55,450		39,951		95,401	

- ・全壊被害職員率…95% (全職員-死傷率) × 20.53% = 19.50 ≒ 20%
- ・半壊被害職員率…95% (全職員-死傷率) × 14.79% = 14.05 ≒ 14%

5 津波による迂回

愛媛県地震被害想定調査 (H25.12) では、松山市、伊予市、松前町の沿岸は南海トラフ巨大地震発生後、津波による浸水被害が想定されているため、居住地が津波浸水域 (1cm 以上) に含まれている地域に居住する職員は2日間参集困難と想定する。

発災後経過時間	参集職員率	設定の考え方
	参集率の設定	
1時間	1.0km 圏内職員の 61% (津波浸水域に居住する職員を除く)	①発災 40 分後に出発できる 1.0km 圏内居住の職員が参集可能 ②上記職員のうち、本人・家族等の死傷、家屋等の財産の被害により参集不可能な職員 39%を除いた職員が参集可能 ③津波浸水域に居住する職員は参集困難
	$100\% - \left[(\text{職員死傷率 } 5\%) + (\text{全壊被害職員率 } 20\%) + (\text{半壊被害職員率 } 14\%) \right] - \text{津波被災職員} = 61\% - \text{津波被災職員}$	
2時間	4.0km 圏内職員の 61% (津波浸水域に居住する職員を除く)	①発災 40 分後に出発できる 4.0km 圏内居住の職員が参集可能 ②1時間目と同様 ③1時間目と同様
	1時間目と同様	
3時間	7.0km 圏内職員の 61% (津波浸水域に居住する職員を除く)	①発災 40 分後に出発できる 7.0km 圏内居住の職員が参集可能 ②1時間目と同様 ③1時間目と同様
	1時間目と同様	
6時間～24時間	20.0km 圏内職員の 61% (津波浸水域に居住する職員を除く)	①20.0km 圏内居住の職員が参集可能 ②1時間目と同様 ③1時間目と同様
	1時間目と同様	
1日 (2日目)	20.0km 圏内職員の 75% (津波浸水域に居住する職員を除く)	①20.0km 圏内居住の職員が参集可能 ②上記職員のうち、本人・家族等の死傷、全壊被害により参集不可能な職員 25%を除いた職員が参集可能 ③1時間目と同様
	$1\text{日目の職員} + (\text{半壊被害職員率 } 14\%) - \text{津波被災職員} = 75\% - \text{津波被災職員}$	
2日 (3日目)	20.0km 圏内職員の 75%	①20.0km 圏内居住の職員が参集可能 ②2日目と同様
	2日目の職員 + 津波被災職員	
3日 (4日目)	20.0km 圏内職員の 95%	①20.0km 圏内居住の職員が参集可能 ②上記職員のうち、本人・家族等の死傷により参集不可能な職員 5%を除いた職員が参集可能
	$100\% - (\text{職員死傷率 } 5\%)$	
7日 (8日目)	全職員の 95%	①全職員のうち、本人・家族等の死傷により参集不可能な職員 5%を除いた職員が参集可能
	$100\% - (\text{職員死傷率 } 5\%)$	

職員の居住地の分布等

距離帯	距離別 (人)	累 計 (人)	割 合 (%)	津波被災職員 (累計)
1.0 km圏	23	23	5.8	0
2.0 km圏	48	71	18.0	1
3.0 km圏	49	120	30.4	2
4.0 km圏	46	166	42.0	3
5.0 km圏	58	224	56.7	4
6.0 km圏	37	261	66.1	6
7.0 km圏	21	282	71.4	7
8.0 km圏	27	309	78.2	10
9.0 km圏	14	323	81.8	12
10.0 km圏	14	337	85.3	14
15.0 km圏	30	367	92.9	18
20.0 km圏	7	374	94.7	20
20.0 km超圏	21	395	100.0	26